



【第95回】2015年7月10日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

世間で語られる

マイナンバー制度の「3つの誤解」



国民一人ひとりに12桁の番号がふられるマイナンバー

一制度にメリットはないのか

2016年1月から社会保障・税番号(マイナンバー)制度が始まるが、それに先立ち本年10月から、住民登録された住所地に、簡易書留で「番号通知カード」が届く。家族全員の番号通知と番号カード申込書が入っている。番号は、家族全員にきちんと伝えておかないと、子どもがアルバイトもできなくなる。

というのは、日本で最初に番号制度が適用されるのは、1月1日、2日と郵便局で年賀状のバイトをしてアルバイト代を受け取る学生たちだ。混乱が起きないようにする必要がある。

筆者は、マイナンバーの話をする機会が増えているが、そこで気がつくのは、様々な誤解があることだ。政府の広報が十分ではないことがその背景にあるのだが、国民の側も短絡的に考えている部分もある。

そこで以下では、「マイナンバーに関する 3 つの誤解」を取り上げて論じてみたい。

【第一の誤解】

マイナンバー制度のメリットについて

第一の誤解は、「マイナンバー制度はメリットが少ない」というものである。

我々が番号を使う機会としては、給与支払いやその源泉徴収、年金などの社会保険料の支払いの場面で、会社の担当者に番号を告知する義務が生じることである。そこで、義務は生じるものの直接のメリットはない、と感じてしまう。

しかし、番号制度というのは、そういうシステムである。つまり番号制度は、個人個人に生涯変わらぬ 12 ケタの番号を付けて、それをキーとした情報連携システムを活用すること(マッチングシステム)により、「公平な所得の把握(税負担)」の上に「効果的で効率的な社会保障を構築する」ことを目的とした制度で、「国民的には」それがメリットということになる。

税の分野では、たとえば副業をしているが税務申告をしていない場合などが把握され、公平性が高まることになる。親を長男と長女の両方が扶養申告しているような場合には、コンピュータでのチェックが簡単になる。

一方で、住宅ローン控除の場合の住民票の添付が不要になったり、(近い将来)国・地方への給与の源泉徴収票の電子提出が一元化されるなど、納税者の利便向上も図られることになる。

また、社会保障分野においては、住所変更や婚姻による名前の変更などによって、自分の年金記録が消えることはなくなる。社会保障を受給する際の所得証明書や住民票などの添付が不用になるといった、メリットもある。

一方で、資力調査が必要な生活保護の受給に際しては、預金が番号で名寄せされることになる。不正受給を防ぎ、社会保障費の無駄遣いを防止することがメリットということだ。

しかし、このようなメリットだけでは、国民に負担を求めるコストと比較して見合っているとは言えないだろう。実は、この点にマイナンバー制度への第二の誤解がある。

【第二の誤解】

番号カード、マイナポータル機能について

第二の誤解、というより知られていない事実として、「番号カード(マイナンバーカード)を持てば、飛躍的にメリットを実感することができる」ということである。

番号通知カードにくっついている申込書に顔写真を添付して申し込めば、マイナンバーカードがもらえる。カードには顔写真がつくので、本人確認手段として活用できる。

何より重要なことは、カードには IC チップが搭載されるということである。IC チップには、インターネットを通じて様々なサービスを受ける際の本人確認機能というべき公的認証機能がついている。これを用いれば、「なり済まし」も防止することができる。

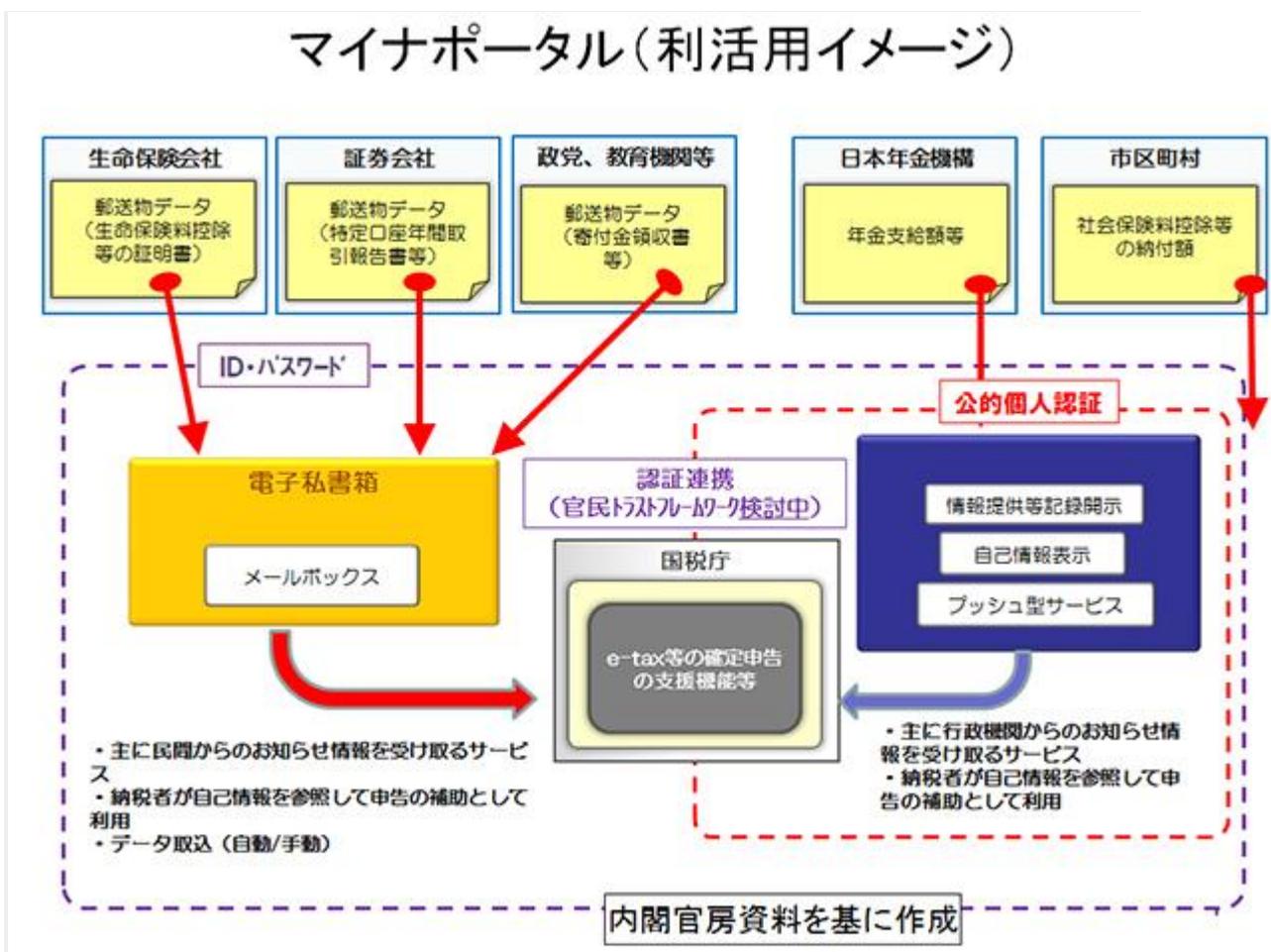
その際役に立つのが、「マイナポータル」である。「マイナポータル」というのは、国民一人ひとりに開設される専用ポータルサイトで、カードをリーダーで読み込ませて、ID・パスワードを打ち込むことにより、目の前のパソコンで立ち上がる。

ポータルには、自分の個人情報が不正に提供されていないかなどを自ら確認できる機能(情報提供等記録開示機能)や、行政機関が持っている番号付きの自己情報を確認する機能(自己情報開示機能)がついている。その機能をうまく活用すれば、医療費控除の税務申告が簡単に行えることになる。

納税者は、医療保険者からポータルに送られてきた医療費支払い情報をアプリで申告書に転記して e-Tax で申告すれば、計算も簡単で領収書の添付も不用である。

さらにポータルには、民間企業から様々な通知を受け取る「電子私書箱機能」や、クレジットカードなど民間の決済サービスと連動する「電子決済機能」、引っ越しや死亡時の官民の手続きをワンストップで行う「ワンストップ機能」など、様々な機能を持つことが政府部内で検討されている。

つまり、番号だけではメリットは実感できない。カードを持ってポータルを活用すれば次の次元のサービスが受けられる。これが IT 電子国家と呼ばれるものである。



拡大画像表示

【第三の誤解】 徴税国家への危惧

第三の誤解は、「国家は国民全員の銀行預金に付番をして、徴税国家をつくり上げようとしている」という誤解である。

確かに、現在国会で採決待ちの法案では、2018年から預貯金口座について、預金者への告知義務なしに付番が行われることとなっている。約10億口座とされている預貯金口座への付番が始まるのである。

銀行に対する国税・地方税の税務調査や、先述した生活保護などの社会保障制度の資力調査などに、番号付きの預金情報が利用されることになる。

まずは、新規口座を開設する個人は、銀行側から番号の告知を求められることになる。既存口座についても、住所変更などの機会に窓口で番号の告知を求められる。

また、年金保険料や税の口座引き落とし申請書や税の還付申告書での還付口座の指定などの機会を通じて、役所（個人番号利用事務実施者）が知った番号付口座情報を、個人番号関係事務実施者である金融機関に提供する方法によることも検討されている。

3年後（21年）を目途に、付番促進のためのインセンティブ・ディスインセンティブの検討が始まる。インセンティブとして考えられるのは、付番すれば利子所得と株式譲渡損失との損益通算が可能になることなどが考えられるが、これからの課題である。

いずれにしても、口座への付番は今後とも進んでいくと考えられる。しかし、これは必ずしも徴税国家を意味しない。

なぜなら、日本以外の大抵の先進国では、利子所得を番号付きで税務当局に報告させる制度をとっているからである。そのため、口座を開設する際に番号が必要になるわけで、すでにそれらの国では口座に番号が付されているが、それをもって「徴税国家」とは言わない。

では、税務調査はどうか。現在、税務調査上の必要があれば、質問調査権の範囲で、納税者の銀行口座を調査することは可能である。つまり、番号の導入によって、新たにこの権限が強化されるわけではない。

とは言っても、口座に番号がつくことの意義は大きい。社会保障の様々な局面で、所得だけでなく資産、あるいは資産所得を必要とする場合が出てくると考えられる。6月末に公表された「骨太方針 2015」は、資産情報を活用した社会保障の効率化について、以下のように言及している。

「医療保険、介護保険ともに、マイナンバーを活用すること等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて、実施上の課題を整理しつつ、検討する」

マイナポータルを活用で 新たな経済フロンティアを

マイナンバーカードやマイナポータルの活用は、民間の知恵や工夫が生かせる分野である。ここに、プライバシーの規制は原則としてかからない。新規事業や雇用の創出など、経済の新たなフロンティアを広げていくことも可能である。

人口減少と高齢化が急速に進むわが国が、今後とも経済社会の活力を維持していくための「重要な社会基盤(インフラ)」とも言え、これをどう使いこなすかがわが国の未来を左右すると言っても過言ではない。

最後に、番号制度については、個人情報流出などでプライバシーの観点からの懸念もあるので、セキュリティに万全の備えをしつつ、ICTの積極的活用を国民生活の豊かさにつなげていくことが必要であることは、言うまでもない。

DIAMOND,Inc. All Rights Reserved.

```
<iframe src="//www.googletagmanager.com/ns.html?id=GTM-MB8ZLX" height="0"
width="0" style="display:none;visibility:hidden"></iframe> <iframe
src="//b.yjtag.jp/iframe?c=HnwCFYR" width="1" height="1" frameborder="0"
scrolling="no" marginheight="0" marginwidth="0"></iframe>
<iframe src="//o.advg.jp/oif?aid=7317&pid=1" width="1" height="1"></iframe>
```